

## いのちのリレー募金 規約

2022年7月1日 制定

### 第1条（目的）

この規約（以下「本規約」）は、特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会（以下「シェア」）が提供する「いのちのリレー募金」制度（以下「本制度」）の利用に関して、本制度を使用するすべての継続寄付者（以下「マンスリーサポーター」）とシェアとの間で定めます。

### 第2条（定義）

いのちのリレー募金制度とは、シェアの活動に賛同し継続的に金銭的支援をする制度として会員制度とは別で設けます。マンスリーサポーターは、会員とは異なり、会員総会における議決権を有しません。

### 第3条（申込）

シェアの「いのちのリレー募金」にご賛同し、継続的に金銭的支援をされる場合は、本規約を承認の上、別に設ける申込書もしくは申込フォームによりお申込ください。

### 第4条（支援金の納入）

1. マンスリーサポーターの支援金は、一口1,000円（月間）以上でお願いします。
2. マンスリーサポーターは、シェアに対し、毎月所定の日に、前項に基づく金額の支援金をご寄付いただきます。
3. 支援金の支払方法は、クレジットカード決済による方法又は金融機関による口座振替による方法のいずれかになります。なお、クレジットカード決済をご利用の際は、シェアのウェブサイトに掲載しております「クレジットカードでのお申し込みご利用案内」を、口座振替をご利用の際は、申込用紙に記載されている「預金口座振替規定」をご確認ください。
4. クレジットカード決済によるお申し込みの方の支援開始日は、初回のクレジットカード決済処理が完了した日となり、金融機関による口座振替の方の支援開始日は、金融機関の預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が事務局に到着した日となります。

### 第5条（支援金の使途）

シェアはマンスリーサポーターから支援いただいた支援金をシェアが実施する事業や組織の運営のために大切に使用させていただきます。

## 第6条（情報の提供）

シェアは、マンスリーサポーターに対し、年次報告書や機関誌等の配布、活動報告会の実施等により、事業の進捗や組織の運営状況に関する情報を提供します。

## 第7条（支援金の払戻）

マンスリーサポーターが一度納入した支援金については、その理由の如何を問わず、返還しませんので、何卒、ご了承ください。

## 第8条（マンスリーサポーターによる登録解除）

1. シェアのマンスリーサポーター支援を中止する場合には、その旨をお早めに事務局までご連絡ください。
2. 登録解除日は集金代行会社あるいはクレジットカード会社が定める各月の締切日より、ご連絡日の翌月末もしくは翌々月末となり、そこまでお引き落としされますので、何卒、ご注意ください。

## 第9条（シェアによる登録解除）

マンスリーサポーターに以下のいずれかの事由が発生した場合、シェアは当該マンスリーサポーターの登録を解除させていただきます。

- (1) シェアの事業を妨げまたは妨げようとしたとき
- (2) サポーター支援金を半年以上滞納したとき
- (3) 法令に違反した場合
- (4) 本規約に違反した場合

## 第10条（契約の消滅）

マンスリーサポーターに以下のいずれかの事由が発生した場合、当該マンスリーサポーターとの契約は消滅します。ただし消滅時期は、消滅事由が発生したことをシェアが認識した時点となります。

- (1) 死亡又は失踪宣告を受けたとき若しくは所在が確知できないと判断した場合
- (2) 成年後見人又は保佐人が選任されたとき
- (3) サポーターである団体・会社が消滅したとき

## 第11条（届出事項の変更）

1. マンスリーサポーターは、転居に伴う住所変更や引き落とし口座を変更する場合等、登録申込時に届出た内容に変更があった場合、速やかにシェアに届出てください。また、それ以後の届出事項の変更についても同様です。

2. マンスリーサポーターが前項により届出を怠った場合に、マンスリーサポーターに生じた損害について、シェアはシェアの故意又は過失による場合を除き、その損害の責任を負えません。

#### **第12条（シェアの遵守事項）**

1. 本規約に定める事項を誠実に遵守します。
2. マンスリーサポーターの個人情報をシェアのプライバシーポリシーに従って適切に取り扱います。
3. シェアが保有する、マンスリーサポーターが登録申込時に届出した情報（変更された情報を含む）を厳正に管理し、その保護のためにしかるべき措置に努めます。

#### **第13条（マンスリーサポーターの遵守事項）**

1. 本規約に定める事項を誠実に遵守します。
2. シェアの実施事業を通じて提供される情報等を、不正の目的をもって利用しません。
3. シェアの実施事業を通じて提供される情報等の知的財産権は、シェア又は当該情報等の著作者であるか著作権を有するシェア以外の法人又は個人に帰属します。マンスリーサポーターは当該情報の複製・販売等により、当該知的財産権を侵害しません。

#### **第14条（規約変更）**

1. シェアは、シェアが必要と判断する場合、予めマンスリーサポーターに通知することなく、運営委員会の議決を経て、本規約を変更することがあります。変更後に本規約は、シェアが運営するウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じます。
2. 規約を変更した場合、シェアはマンスリーサポーターにその旨を通知します。

#### **第15条（その他）**

この規約に定めのない事由が発生したときは、シェアとマンスリーサポーターが話し合い、双方誠実に解決にあたります。

以上